

監査公表第17号

平成25年3月29日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年8月23日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 尾 形 克 彦

25財第687号

平成25年5月31日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 亀 岡 義 尚
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県知事 佐 藤 雄 平 印

平成24年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成25年3月19日付け24福監第222号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

高額物品の管理及び利用について

2 所見及び措置の状況について

監査委員所見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 高額物品の管理について</p> <p>(1) 高額物品に係る現物と物品管理簿の照合</p> <p>速やかに高額物品に係る物品管理簿の整理を行うとともに、今後、高額物品に係る現物と物品管理簿の記載内容との照合を適切に行う必要がある。(文化スポーツ局、生活環境総室、県民安全総室、環境センター、健康衛生総室、総合療育センター、衛生研究所、観光交流局、テクノアカデミー郡山、農業総合センター、農業総合センター畜産研究所、農業総合センター農業短期大学校、県北建設事務所、県南建設事務所、会津若松建設事務所、喜多方建設事務所、南会津建設事務所)</p>	<p>(文化スポーツ局 生涯学習課)</p> <p>現物と物品管理簿の照合、物品管理簿の整理を行った。</p> <p>(生活環境総室 青少年・男女共生課)</p> <p>平成24年9月19日に高額物品に係る現物と物品管理簿との照合を行うとともに、当該監査の結果を基に、平成25年2月7日に電算登録処理(不用廃棄)が漏れていた物品の登録を行い物品管理簿を整理した。</p> <p>(県民安全総室 消防保安課)</p> <p>現物と物品管理簿の記載内容との照合を行い、本庁と出先で二重に登録されている物品について本庁分の物品の削除を行い、物品管理簿を整理した。</p> <p>(県民安全総室 災害対策課)</p> <p>震度情報ネットワークシステム保守管理システムについて、平成17年度に用途廃止し廃棄済であったが、物品管理簿からの削除が未処理となっていた。</p> <p>物品管理簿からの削除処理を行い、整合がとれたことを確認した。</p>

(県民安全総室 原子力安全対策課)

現物と物品管理簿の記載内容との照合を行い、震災等により廃棄処分を行い現物が無い物品については、登録から抹消するなどし、物品管理簿の整理を行った。

(環境センター)

高額物品に係る物品と物品管理簿との照合については、平成24年度行政監査における資料作成にあたり実施し、その結果、廃棄処分をしたにもかかわらず、物品管理簿の処理が未処理のままになっているものを3件発見し、速やかに物品管理簿の整理を行った。

また、平成24年度末には、重要物品に限ることなく、全ての物品について、管理簿との照合を行い、適正に整理したところであり、

今後は、毎年度末に物品管理簿との照合を行う。

(健康衛生総室 健康増進課)

現物と物品管理簿の不一致があった1件(超音波診断装置)について、廃棄手続きが漏れていたことから、平成24年9月7日に削除の処理を行い、物品管理簿の整理を行った。

今後は、処分等の手続き及び物品管理簿の整理を速やかに行うとともに、年度末に物品管理簿の記載内容の照合を入念に行うことで、再発防止に努める。

(総合療育センター)

物品管理簿を整理し、廃棄等の処分により現物がないものについて、物品管理簿から削除した。

また、後継機種等を整備したことにより不用になった物品については、利用状況を確認のうえ、廃棄等により処分することとした。

今後は、処分等の手続き及び物品管理簿の整理を速やかに行うとともに、物品管理簿の記載内容の照合を入念に行うことで、再発防止に努める。

(衛生研究所)

廃棄した物品2件(光度計、クロマトグラフ装置)について、廃棄手続きが漏れており、物品管理簿等から削除した。

今後は、処分等の手続き及び物品管理簿の整理を速やかに行い、物品管理簿の記載内容の照合を入念に行うことで、再発防止に努める。

(観光交流局 観光交流課)

現物と物品管理簿を照合し、不用決定(廃棄)の手続きを行うことにより、物品管理簿を整理した。

今後は、定期的に現物と物品管理簿とを照合し、財務規則等に従って適切な事務処理を行っていく。

(テクノアカデミー郡山)

速やかに高額物品に係る物品管理簿の整理を行った。

今後は、売り払い等をした際には物品管理簿を整理するとともに、高額物品を取得した際には物品管理簿に記載する等、速やかに手続きを行い適切に管理していく。

(農業総合センター)

指摘のあった抹消登録漏れのデンシトメーターについては、平成25年3月29日付けで重要物品の抹消登録を行った。

今後は、物品不用決定時の抹消登録を確実に行うとともに、現物と物品管理簿との照合を適切に行っていく。

(農業総合センター畜産研究所)

平成25年3月29日に、抹消登録を行い、現物と物品管理簿（物品登録一覧表）との照合を行った。

今後は、現物と物品管理簿の照合を適切に行っていく。

(農業総合センター農業短期大学校)

高額物品に係る現物と物品管理簿の照合を行い、現物がなかった物品について、廃棄手続きが漏れていたことから、平成25年4月19日に財務会計システムにより抹消登録を行った。

今後は、定期的に現物と物品管理簿の照合を行っていく。

(県北建設事務所)

廃棄処分により現物が無く、物品管理簿の記載内容と合わなかった物品について、平成25年4月に物品管理簿から削除した。

(県南建設事務所)

廃棄処分により現物が無く、物品管理簿の記載内容と合わなかった物品について、物品管理簿から削除した。

(会津若松建設事務所)

・テレメータ監視装置（物品番号0000166～0000171）について、平成19年度に用途廃止し廃棄済みであったが、財務会計システムへの入力漏れのため、物品（重要）管理簿に記載されたままであった。

よって、平成24年11月14日付で財務会計システムに物品不用決定に関する入力をして物品管理簿から削除した。

・小型除雪車（物品番号9600004）について、平成21年度に用途廃止し廃棄済みであったが、財務会計システムへの入力漏れのため、物品（重要）管理簿に記載されたままであった。

よって、平成24年11月14日付で財務会計システムに物品不用決定に関する入力をして物品管理簿から削除した。

(喜多方建設事務所)

猪苗代土木事務所所管の除雪機1台につい

ては、平成21年度に用途廃止の手続きを行い廃棄済みであったが、喜多方建設事務所管理の物品管理簿を整理していなかったため、財務会計システムにより登録を削除した。

今後は、財務規則施行通達第133条関係第4項の規定に基づき、年度末に物品と物品管理簿の記載内容を照合し、適正な管理を行う。

(南会津建設事務所)

物品管理簿から除外していなかった5件の高額物品(電子計算組織)を不用決定するとともに、准公所(山口土木事務所)で利用している高額物品(歴史資料類)を准公所へ管理換えすることにより、現物と物品管理簿の記載内容が一致するよう整理した。

高額物品に係る物品管理簿の照合など、高額物品の適正な管理について、財務事務検査等を通じて可能な限り指導する必要がある。(出納局)

(出納局 審査課)

高額物品に係る物品管理簿の照合について、平成25年度の財務事務検査において、重点的に検証・指導する。

(2) 高額物品に係る一式(一体)物品の管理

高額物品に係る附属品について、適切に備品番号を貼付し、また高額物品に係る物品管理簿等を適切に整理する必要がある。

(文化スポーツ局、生活環境総室、県民安全総室、総合療育センター、衛生研究所、観光交流局、テクノアカデミー郡山、テクノアカデミー浜、農業総合センター果樹研

(文化スポーツ局 生涯学習課)

高額物品に係る一式物品について現物を確認し、備品番号を貼付し、備品出納簿を作成した。

(生活環境総室 青少年・男女共生課)

平成25年2月7日に高額物品に係る附属品

研究所、農業総合センター畜産研究所、農業総合センター会津地域研究所、農業総合センター農業短期大学校、県北建設事務所、喜多方建設事務所、猪苗代土木事務所、南会津建設事務所、福島空港事務所)

に備品番号を貼付するとともに、備品管理簿を作成し整理した。

(県民安全総室 消防保安課)

備品番号の貼付については改めて確認を行うとともに、附属品について枝番を付して記載するなどし、物品管理簿等の整理を行った。

(県民安全総室 原子力安全対策課)

備品番号の貼付については改めて確認を行うとともに、附属品について枝番を付して記載するなどし、物品管理簿等の整理を行った。

(総合療育センター)

利用状況等を確認のうえ、物品管理簿を整理した。

今後は、物品管理簿の記載内容の照合を入念に行うことで、再発防止に努める。

(衛生研究所)

平成22年度以降取得したものについては、附属品物品管理簿及び備品番号を貼付しているため、平成21年度以前に取得したものについては、調査し順次作成する。

今後は、物品管理簿の記載内容の照合や備品番号の貼付状況の確認を入念に行うことで、再発防止に努める。

(観光交流局 観光交流課)

遠隔地の県有施設等で、対象となる物品を

供用しているため、附属品に対する備品番号の貼付及び物品管理簿等の整理を、平成25年度内に計画的に行うこととする。

また、附属品を伴う高額物品を購入した際は、会計事務必携等に従って適切な事務処理を図っていく。

(テクノアカデミー郡山)

本体の備品番号に枝番号を付して備品出納簿を整理した。

今後も、本体及び附属品からなるいわゆる一式物品については、適切に備品番号を貼付し、高額物品に係る物品管理簿等を適切に整理していく。

(テクノアカデミー浜)

対象物品については、備品番号を貼付し、また高額物品に係る物品管理簿を適切に整理した。

今後とも、高額物品管理については、遺漏のないよう取り組んでいく。

(農業総合センター果樹研究所)

指摘に該当する物品が1件あったため、物品管理簿を整理のうえ備品番号を貼付した。

今後は、附属品についても備品番号を貼付し、物品管理簿の整理について適切に行っていく。

(農業総合センター畜産研究所)

一式の高額物品について、物品管理簿を作成し附属品を記載するとともに備品番号を貼付した。

今後は、附属品の有無について確認し、備品番号を貼付するとともに、物品管理簿の管理も適切に行っていく。

(農業総合センター会津地域研究所)

一式物品のうち「食味分析装置」の附属品に枝番のついた備品番号標識を新たに貼付し、附属品管理簿に新たに記載した。

今後は、重要物品の検査通知書の内容について確認し、附属品についても適切に管理するとともに物品管理簿の管理も適切に行っていく。

(農業総合センター農業短期大学校)

枝番号を付番した附属品に備品番号を貼付し、附属品がある物品を確認の上、附属品管理簿を整理した。

今後は、附属品がある物品を購入した場合は、附属品管理簿により適切に管理していく。

(県北建設事務所)

附属品を伴う高額物品の取得時期は、平成4年度1件、5年度4件、7年度1件、17年度1件である。高額物品については本庁で購入し、公所で物品を受け入れるが、物品受け入れ時の関係書類が現存しないことから、附属品の特定は不可能である。

今後受け入れる物品については、行政監査の結果をふまえ、適切に管理していく。

(喜多方建設事務所)

電子計算組織（テレメータ監視装置）については、取得後10年以上経過しており、一式に含まれる附属品の処理経過を整理することは困難である。

今後は、重要物品を受け入れる際に、一式で管理する附属品について枝番を付した備品番号を貼り付けるとともに、附属品管理簿を作成して適正な管理を行う。

(猪苗代土木事務所)

電子計算組織（デジタル式運行記録解析装置）については、取得後8年以上経過しており、一式に含まれる附属品の処理経過を整理することは困難である。

今後は、重要物品を受け入れる際に、一式で管理する附属品について枝番を付した備品番号を貼り付けるとともに、附属品管理簿を作成して適正な管理を行う。

(南会津建設事務所)

高額物品に係る附属品について、標識を貼付するとともに、財務問答集で示された附属品物品管理簿を整備した。

(福島空港事務所)

当該物品については、医療用搬送車の収納

<p>改めて会計事務必携の附属品の取扱いに係る記載内容を周知・徹底する必要がある。(出納局)</p>	<p>箇所に備品番号を貼付するとともに、救命具内訳書により管理する。</p> <p>(出納局 審査課)</p> <p>高額物品に係る一式(一体)物品の管理については、会計事務必携に記載しているところであるが、更に全部局の職員への周知・徹底を図るため、すいとう時報第37号(平成25年3月25日発行)にて、より具体的な内容の説明を行った。</p>
<p>(3) 高額物品の保管</p> <p>高額物品を良好な状態で常に供用又は処分することができるように保管する必要がある。(テクノアカデミー浜、県北建設事務所)</p>	<p>(テクノアカデミー浜)</p> <p>適正を欠いた保管状態にある一部高額物品については、現在、適切な維持管理に向け対応を進めている。</p> <p>今後とも、高額物品の保管については、遺漏のないよう取り組んでいく。</p> <p>(県北建設事務所)</p> <p>あづま総合運動公園で供用している物品で、故障により使用不能だが、同機種の物品が故障した際の修理用部品として使用するため、倉庫に保管しておいた物品があった。高額、特殊な物品であったため、このような対応をしていたが、今後は順次処分を検討していく。</p>
<p>3 高額物品の利用について</p> <p>(2) 高額物品の有効利用</p>	

「財務会計オンラインシステムに基づく
重要物品の処理要綱」について、改めて周
知・徹底する必要がある。(出納局)

(出納局 入札用度課)
すいとう時報第37号(平成25年3月25日発
行)に、改めて処理要綱を掲載し、重要物品
の管理について、登録から遊休物品の登録、
処分までの事務処理の周知・徹底を図った。

(監査総務課)

監査公表第18号

平成25年3月29日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県教育委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年8月23日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 尾 形 克 彦

25教財第227号

平成25年5月31日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 亀 岡 義 尚
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県教育委員会委員長 境 野 米 子 印

平成24年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成25年3月19日付け24福監第222号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

高額物品の管理及び利用について

2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 高額物品の管理について</p> <p>(1) 高額物品に係る現物と物品管理簿の照合</p> <p>速やかに高額物品に係る物品管理簿の整理を行うとともに、今後、高額物品に係る現物と物品管理簿の記載内容との照合を適切に行う必要がある。(県立美術館、県立博物館、郡山北工業高等学校、岩瀬農業高等学校、平工業高等学校、勿来工業高等学校)</p>	<p>(県立美術館)</p> <p>財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(県立博物館)</p> <p>財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(郡山北工業高等学校)</p> <p>財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(岩瀬農業高等学校)</p> <p>財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(平工業高等学校)</p> <p>財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p> <p>(勿来工業高等学校)</p> <p>財務会計システムによる処理を行い、現物と合致させた。</p>

高額物品に係る物品管理簿の照合など高額物品の適正な管理について、財務事務検査等を通じて可能な限り指導する必要がある。

(財務課)

教育庁各課室、各教育事務所、各所館、各県立学校に対して、行政監査結果報告書をもとに左記の事務手続きにおける注意事項について周知を図った。

(2) 高額物品に係る一式(一体)物品の管理

高額物品に係る附属品について、適切に備品番号を貼付し、また高額物品に係る物品管理簿等を適切に整理する必要がある。

(県立美術館)

備品番号の標識を付し、また附属品管理簿の整理を行った。

(県立美術館、福島工業高等学校、郡山北工業高等学校、会津工業高等学校、平工業高等学校、勿来工業高等学校)

(福島工業高等学校)

備品番号の標識を付し、また附属品管理簿の整理を行った。

(郡山北工業高等学校)

平成24年度分については、標識の貼付、附属品管理簿の整理を行ったが、平成23年度以前のものについては未了であり、引き続き処理を進めていく。

(会津工業高等学校)

一部の高額物品の附属品について、標識の貼付、附属品管理簿の整理を行ったが、未了のものについては、引き続き処理を進めていく。

(平工業高等学校)

備品番号の標識を付し、また附属品管理簿

<p>改めて会計事務必携の付属品の取扱いに係る記載内容を周知・徹底する必要がある。</p>	<p>の整理を行った。</p> <p>(勿来工業高等学校)</p> <p>備品番号の標識を付し、また附属品管理簿の整理を行った。</p> <p>(財務課)</p> <p>教育庁各課室、各教育事務所、各所館、各県立学校に対して、行政監査結果報告書をもとに左記の事務手続きにおける注意事項について周知を図った。</p>
<p>(6) 美術品、博物館資料等の管理</p> <p>入力継続中である収蔵作品等のデータベースについて、作品等管理のため十分に活用できるよう整備に努められたい。(県立美術館、県立博物館)</p>	<p>(県立美術館)</p> <p>平成27年度までの完了を目指し、データ入力作業を進めていく。</p> <p>(県立博物館)</p> <p>平成25年度内完了を目指し、データ入力作業を進めていく。</p>
<p>3 高額物品の利用について</p> <p>(2) 高額物品の有効利用</p> <p>「財務会計オンラインシステムに基づく重要物品の処理要綱」について、改めて周知・徹底する必要がある。</p>	<p>(財務課)</p> <p>教育庁各課室、各教育事務所、各所館、各県立学校に対して、行政監査結果報告書をもとに左記の事務手続きにおける注意事項について周知を図った。</p>

(監査総務課)

監査公表第19号

平成25年3月29日監査公表第8号により公表した監査結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、福島県公安委員会委員長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

平成25年8月23日

福島県監査委員 青 木 稔

福島県監査委員 亀 岡 義 尚

福島県監査委員 美 馬 武千代

福島県監査委員 尾 形 克 彦

福公委(会)第1号

平成25年5月22日

福島県監査委員 青 木 稔
福島県監査委員 亀 岡 義 尚
福島県監査委員 美 馬 武千代
福島県監査委員 尾 形 克 彦
様

福島県公安委員会委員長 高 瀬 淳 

平成24年度行政監査の結果に係る措置状況について(通知)

平成25年3月19日付け24福監第222号で報告のありました平成24年度行政監査の結果については、別紙のとおり措置しましたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

行政監査の結果に係る措置状況について

1 監査対象

高額物品の管理及び利用について

2 所見及び措置の状況について

監 査 委 員 所 見	措 置 状 況
<p>第3 監査委員意見</p> <p>2 高額物品の管理について</p> <p>(1) 高額物品に係る現物と物品管理簿の照合</p> <p>速やかに高額物品に係る物品管理簿の整理を行うとともに、今後、高額物品に係る現物と物品管理簿の記載内容との照合を適切に行う必要がある。(会計課)</p> <p>(2) 高額物品に係る一式(一体)物品の管理</p> <p>高額物品に係る附属品について、適切に備品番号を貼付し、また高額物品に係る物品管理簿等を適切に整理する必要がある。(会計課)</p>	<p>(会計課)</p> <p>高額物品の不用決定または分類換えにかかる物品管理簿への登録が漏れていたものについては、平成25年3月21日に必要な登録を実施した。</p> <p>また、今後の防止策として、物品管理簿の適時適切な登録を全所属に指導するとともに、全所属を対象に警察本部(会計課)が毎年実施する物品検査において高額物品にかかる物品管理簿と現物の照合を重点的に実施する。</p> <p>(会計課)</p> <p>高額物品に係る一式(一体)物品で附属品管理簿が未作成のもの又は枝番標識が未貼付のものについては、平成25年2月22日にまでに作成又は貼付を実施した。</p> <p>また、今後の防止策として、附属品管理簿の作成及び枝番標識の貼付について全所属に指導するとともに、全所属を対象に警察本部(会計課)が毎年実施する物品検査においてこれらの点についても確認を実施する。</p>

(監 査 総 務 課)